

もっどぎゅっと少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。


弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。ご希望のご契約者様は弊社カスタマーセンターまでお申し出ください。

1. 「保険証券」「届け出印」がない方について、便宜的なお手続きをさせていただきます。
2. 「更新契約の契約手続」および「保険料の払込」につきましては、一定期間（6 か月）の猶予を設ける特別措置を実施いたします。

*2016年4月以降、災害救助法適用地域は次ページをご参照ください。今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をします。

<お申出・お問合せ先>

もっどぎゅっとカスタマーセンター

 **0120-344-700**

受付時間 10:00～18:00（土日・祝日、年末年始を除く）

*携帯電話からおかけ頂けます。

2016年4月以降に災害救助法が適用された地域 (2016年9月1日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	事由等
2016年8月30日	<p>【北海道】 帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町</p> <p>【岩手県】 盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一町</p>	<p>平成28年台風第10号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> <p>※災害救助法施行令第1条項4号適</p>
2016年4月14日	<p>【熊本県】 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町</p>	<p>平成28年4月14日の熊本県熊本地方の地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあり継続的に救助を必要としている。</p> <p>※災害救助法施行令第1条項4号適用</p>